

政令第 号

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和三年法律第三十三号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行期日は、令和三年八月一日とする。

理 由

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。